

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員会等に関する法律等の改正により、農業委員の選出について従来の選挙制から町議会の同意を要件とする町長の任命制に改められました。また、農業委員とともに地域で活動する、農地利用最適化推進委員が新たに設置されます。

そこで、川崎町及び川崎町農業委員会は、現農業委員の任期満了に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。農業に関する知識と熱意を持ち、農地利用の最適化等の職務を適切に行うことができる方の応募又は推薦をお待ちしています。

委員の役割

農業委員

農地法等の権限事務について、審査及び決定を行います。具体的な内容は次のとおりです。

- ① 農業委員会総会（通常月1回開催）の場において、農地法等の権限に基づく事項を審議
- ② 農地法等に基づく申請内容についての調査
- ③ 農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消）の調整等

農地利用最適化推進委員

担当する地区において、担い手農家への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等の調整を行います。具体的な内容は次のとおりです。

- ① 担当する地区内（大字安真木2名、川崎2名、田原1名、池尻1名）の農地法等の申請内容及び農地の利用状況についての調査
- ② 農地の利用最適化（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消）の調整等

任 期 農業委員・・・平成29年7月20日～平成32年7月19日までの3年間
農地利用最適化推進委員・農業委員会が委嘱した日～平成32年7月19日

募集委員数 農業委員・・・・・・・13名
※ 認定農業者が定員の過半数、農業に利害関係の無い者1名の要件あり
農地利用最適化推進委員・・・・ 6名

募集期間 平成29年1月4日（水）～平成29年1月27日（金）

受付時間 役場開庁日の午前8時30分～午後5時00分

応募方法

次の書類に必要事項を記載し、役場農業委員会へ提出して下さい。

応募申請用紙（推薦書・応募書）・農業への思いについてのレポート（A4版500字程度）・
履歴書(写真)

*書類は庁舎農業委員会に備付、町ホームページからダウンロードできます。

選考方法 応募又は推薦の理由、年齢、地域、レポート等を考慮し審査します。

問合せ先 〒827-8501 田川郡川崎町大字田原789番地の2 庁舎 農業委員会
☎ 72-3000 FAX 72-6453